

東弁2023人権第644号
2024（令和6）年2月6日

東京都
都知事 小池百合子 殿

東京弁護士会
会長 松田純一

人権救済申立事件について（要望）

当会は申立人B氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴庁に対し、下記のとおり要望いたします。

記

第1 要望の趣旨

当委員会は、相手方において今後実施される東京都障害者総合スポーツセンター（以下、「本件スポーツセンター」という）の改修工事及び障がい者の利用が想定される本件スポーツセンター以外の公共施設の建設及び改修工事の際して、以下の配慮を行うよう要望する。

- ① 建設及び改修工事にあたり、障がい者関連団体や具体的に施設利用が想定される障がい者に対する意見聴取を実施すること
- ② 建設及び改修工事後における、障がい者関連団体や施設利用者による継続的なモニタリングないし評価を実施する機会を設けること

第2 要望の理由

1 認定した事実

- (1) 当事者について
(省略)

- (2) 本件施設の概要・改修の経緯

本件施設は、東京都障害者スポーツセンター条例に基づき、東京都における障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の振興と社会参加の促進を図ることを目的として設置された障がい者専用のスポーツ施設である。本件施設は、大きく本館（宿泊棟）と増築棟に分かれており、本館は、昭和61年5月10日に開設され、増築棟は、平成30年7月1日に

開設され、本館は、「利用者の安全確保」、「利用者目線で快適な施設」、「競技力向上に資する施設」との改修方針のもとに、平成28年に改修計画が立てられ、令和元年にかけて改修工事が行われた。

本館には、スポーツ施設のほか、宿泊室、トイレ、浴場が設けられており、宿泊以外は無料で利用することができ、宿泊利用は有料となっており、宿泊3か月前から来館または電話での予約をすることが可能である。

(3) 申立人による本件施設に対する指摘状況について

申立人は、平成30年8月27日、本件施設に宿泊利用し、同年12月21日、本件スポーツセンターにおいて、指定管理者である公益社団法人東京都障害者スポーツ協会職員、東京都職員立ち合いによる現地視察をおこない、申立人は、本館多機能トイレ、浴場、宿泊室に関する**別紙申立人指摘事項等一覧**のとおり指摘をおこない改善を求めた。

(4) 申立人の指摘による変更状況

相手方は、申立人による上記現地視察及び指摘事項を踏まえて次のとおり改善を図った。

ア 本館の多機能トイレに温水洗浄機能便座を作動させるリモコンスイッチがなかったところ、便座横の手すり部分にリモコンが設置された。

イ 本館の多機能トイレの自動ドア開閉ボタンについて、押下後の開閉速度が調整された。

ウ 本館の浴場脱衣室に冷房・扇風機の設置がなかったところ、扇風機とリモコンが設置された。

エ 本館の浴場の脱衣室と浴室との間にある段差の上に敷設するスポーツマットが備え付けられた。

オ 浴室内の浴槽と浴室床との間に段差が生じているところに敷設するスポーツマットが備え付けられた。

カ 本館の浴室に設置されたシャワーヘッドの交換、水圧調整を行った。

キ 本館の浴室におかれている洗面器を、より強度の高い素材のものに交換した。

ク 本館の宿泊室におかれているベッドに転落防止柵がなかったところ、転落防止柵を必要に応じて設置できることとした。

ケ 本館の多機能トイレに設置されているハンドタオルの設置高さを下げるとともに、洗面台の鏡の設置高さも下げた。

コ 音声案内の音量調整を行い改善を図った。

サ 宿泊室外鍵の鍵穴をすり鉢状にして鍵を差し込みやすい仕様にした。

2 権利侵害のおそれ

本件においては、申立人による施設利用が不可能であった、または著しく

利用を阻害されたとの事情は認められなかったものの、上記1（4）のとおり申立人の指摘を受けて改善のための措置が取られた事項については、車いす利用者や肢体不自由な者による移動などの容易に想定できる場面に関連するもので、かつとりわけ大きな費用負担なく行えるものばかりであった。

本件スポーツセンターが障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の振興と社会参加の促進を図ることを目的として設置された障がい者専用の施設であって、改修にあたっては「利用者の安全確保」、「利用者目線で快適な施設」、「競技力向上に資する施設」との方針をも掲げていたにもかかわらず、利用者をはじめとする障がい者やその障がい者関連団体等への意見聴取が改修工事を計画するにあたり行われたとの事情はうかがえなかった。

これらの事情からするに、本件スポーツセンターの改修工事には、適切な障がい当事者からの意見聴取の機会を設けなかった結果、容易に想定でき、しかも容易に除去可能な社会的障壁を生じさせたというべきであり、人権侵害の予防との観点からは不十分であったといえ、人権侵害のおそれがあったというべきである。

3 結論

以上のとおり、申立人の指摘する箇所は、申立人の障がい特性及びその程度との関係においては、人権侵害があったとは言えないものの、申立人指摘のとおり、本件スポーツセンターは、障がい者が利用するに当たり不便が生じる箇所があったことは否めない。

本来であれば申立人の指摘がなくとも、利用者である障がい者や関連団体への意見聴取を行うことによって容易にこれらの社会的障壁を除去できたにもかかわらず、意見聴取を行わないまま改修工事を行ったため、障がい者専用のスポーツ施設の改修工事としては多くの不備が生じたものと言わざるをえず、人権侵害のおそれがあったというべきであることから、第1記載のとおり要望をするものである。

以上